

船員労働統計調査（基幹統計） 漁船調査の概要

1. 概要

船員労働統計調査（基幹統計）は、船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員の報酬、雇用等についてその実態を明らかにすることを目的とした調査である。

同調査における調査区分は、次のとおりであり、この報告は、そのうち「漁船調査」（第二号調査）について調査結果を取りまとめたものである。

調査区分	調査の対象	調査期間
一般船舶調査 （第一号調査）	漁船及び特殊船以外の国土交通大臣が指定する船舶（総トン数20トン以上）に乗り組む者	6月の 1ヶ月間
漁船調査 （第二号調査）	漁船（総トン数20トン以上）に乗り組む者	1年 （暦年）
特殊船調査 （第三号調査）	特殊船（総トン数20トン以上の引船・はしけ・官公署船）に乗り組む者	6月の 1ヶ月間

(1) この報告の調査期間

漁船調査（第二号調査） 毎年1年分（1月～12月までの分）

(2) この調査の対象

第二号調査については、船員法第1条に規定する船員であって、漁船に乗り組む者全てを調査対象とする悉皆調査を実施している。

2. 定義

この調査において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 漁船

漁船とは、漁船法（昭和25年法律第178号）の規定により漁船登録をしているもののうち総トン数20トン以上のものをいう。

(2) 船長、職員及び部員

調査船員は船長、職員及び部員であり、職員とは、漁ろう長、航海士、機関長、機関士、通信長、通信士及びこれらの者と同等の待遇を受ける者をいい、部員とは、船長、職員以外の者をいう。

(3) 漁業日数

漁業日数とは、当該漁業に操業期間の定めがある場合はその延べ日数を、また、期間の定めのない場合は出漁した延べ日数をいう。なお、この日数には、短期間の休業（1か月未満）、出漁準備、漁獲物の水揚げに要した日数も含まれる。

(4) 航海日数

航海日数とは、当該漁業に従事するため航海した延べ日数であって、出漁準備から漁獲物の水揚げ終了までの日数をいう。ただし、夕方出港して翌朝帰港の場合も1日とする。

(5) 航海回数

航海回数とは、出港準備から漁獲物の水揚げまでを1航海とし、当該漁業に従事している期間における延べ航海回数をいう。

(6) 持代（歩）数（もちしろ（ぶ）すう）

持代（歩）数とは、歩合給制において各職種ごとに定められている賃金の配分基準をいう。

平均的乗組員の持代（歩）数を1.0とした場合の例

船長1.5 漁ろう長2.0 航海士1.2 機関長1.5 機関士1.2 通信長1.5

通信士1.3 甲板長1.2 操機長1.1等の配分が職種における持代（歩）である。

(7) 報酬

ア 基本給

基本給とは、一定の金額により定期的に支払う報酬のうち、基本となるべき固定給をいう。

イ 歩合給

歩合給とは、会社と乗組員の取り決めにより、水揚げ高の多少に応じて支払われる報酬をいい、奨励金はこれに含まれる。

ウ その他の手当

その他の手当とは、基本給、歩合給、特別に支払われた給与（報酬）及び航海日当以外のものであって、家族手当、職務手当、時間外手当、作業手当等をいう。

なお、歩合給制の場合において水揚げ高の多寡にかかわらずその一定額を保障する最低保障額がある場合であって、その最低保障額のみが支給された場合、その額は「その他の手当」に当たる。

エ 特別に支払われた給与

特別に支払われた給与とは、基本給、歩合給、その他の手当及び航海日当以外のものであって、予期しない事由に基づき支払われる災害の一時金等、支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定な結婚手当、退職手当また算定の基礎となる期間が1か月を超える夏期手当、年末手当をいう。

オ 航海日当

航海日当とは、労働協約、就業規則等に定められたものであって、乗船中の乗組員に対してその基本給、就航区域等によって支払われる旅費的性格の手当をいう。

3. 統計表使用上の注意事項

- | | | |
|--|-------|---|
| (1) 調査隻数 | | 報告数値の合計値である。 |
| (2) 総トン数 | | |
| (3) 漁業日数 | | 報告数値の合計を調査船舶の隻数で除した算術平均値である。 |
| (4) 航海日数 | | |
| (5) 航海回数 | | |
| (6) 最多乗組員数 | | 漁業期間中に乗組員が最も多かった航海と |
| (7) 最少乗組員数 | | 最も少なかった航海における乗組員数を調査隻数で除した算術平均値である。 |
| (8) 1日当たり水揚げ高 | | 報告数値の合計を漁業日数で除した1日当 |
| (9) 1日当たり報酬支払額 | | たりの算術平均値である。 |
| (10) 船舶別の水揚げ高に占める報酬の割合 | | 1隻ごとの水揚げ高に占める報酬の割合を算出しその合計を調査隻数で除した算術平均値である。 |
| (11) 持代（歩）数1.0の乗組員（固定給制は甲板員）の1人1か月平均報酬額 | | 報告数値の合計を漁業日数で除し、1日当たりの平均報酬額を算出し、それに30日に乗じた推計値である。 |
| (12) 職種別の持代（歩）数 | | 報告数値の合計を調査人員で除した算術平均値である。 |
| (13) 基本給 | | |
| (14) 最低保障額 | | 最低保障額の報告があったものの合計を調査人員で除した算術平均値である。 |
| (15) かつお一本釣漁業及びまぐろはえ縄漁業については、トン数階層別に集計を行った。 | | |
| (16) 第1表の兼業船内の「主たる漁業種類別(B)」は、同一船舶が複数の漁業種類の操業を行っている場合、最も漁業日数の長い漁業種類を隻数として計上したものである。 | | |

- (17) 第1表の兼業船内の「漁業種類別(C)」は、同一船舶が複数の漁業種類の操業を行っている場合、操業した全ての漁業種類を隻数として計上したものである。
- (18) 第2表及び第3表中の都道府県別の「計」は、「全歩合給制、固定給制及び固定給と歩合給の併用制」をまとめたものである。
- (19) その他 「・・」秘密保護上公表しないもの。
「ー」該当数値のないもの。